

FAQ

質問	回答
【公募要領p18その他経費】 その他経費の最後に「不課税取引等に係る消費税相当額」が記載されているが、計上できるのか。	【公募要領の訂正】 「不課税取引等に係る消費税相当額」は補助事業では経費対象外です。公募要領を修正しました。
【応募様式】 応募様式の記載の枠が足りない場合は拡張して良いのか。	十分な記載のため、必要に応じて枠は拡張してお使いください。なお、記載枠内の記載項目などの青字部分は消してください。(応募様式の末尾には記入要領として記載内容の説明もありますが、記載例であって、応募様式に青字で記載した項目や観点などを網羅してはみませんので、十分な内容を記載してください。)
【応募様式 中核的拠点整備】 中核的拠点整備プログラム応募様式【様式3】g) 所要経費の積算根拠に旅費や広報活動などの経費を記載する欄がない。	「その他経費」の欄が不足していましたので、③の後に、「④その他」として追記してください。
【応募様式 中核的拠点整備】 中核的拠点整備プログラム応募様式(別紙3) 内訳シートに記載したら1枚目の集計は不要なのではないか。	単位が混在して1枚目の集計が困難な場合、1枚目の提出は不要とします。
【応募様式 中核的拠点整備】 中核的拠点整備プログラム応募様式(別紙3) 実績の集計はMTAに記載の数でよいのか。	集計の基礎はMTAの記載内容とします。また、自家用の定義は、代表機関と分担機関に所属する利用者が使用した分とします。なお、利用者総数は分譲依頼者の数となります。
【応募様式 様式4】 研究者調書に記載する課題管理協力者の範囲はどう考えたらよいか。	課題管理協力者は事業に参加する研究員のすべてでなくて構いませんが、協力した業務に責任を負う主要な研究員を記載します。また、バックアップ協力機関を設置する場合は担当者を代表機関の課題管理協力者として記載してください。 応募様式4 c)については対象は課題管理者であり、課題管理協力者についての記載は不要です。
【応募様式 様式4】 研究者調書に記載する「雇用の財源」はどのように記載するのか。	運営交付金、NBRP補助金など資金の種類の記事をお願いします。エフォート率で複数の財源の場合は「NBRP補助金とその他の競争的資金」などとしてください。
【応募様式4 c)、別紙 承諾書】 分担機関の申請課題名は従来のように、中核機関としての申請課題名の後に括弧書きで追記したらよいか。	第3期から継続で申請される場合など分担機関としての分担課題名が決まっていたら、括弧書きで追記してください。新規課題の場合など決まっていない場合は中核的機関としての申請課題名を記載してください。バックアップ協力機関としての「別紙2承諾書」についても課題名は中核的機関としての申請課題名の記載をお願いします。
【別紙 承諾書】 課題管理協力者の氏名も記載することとされていますが、参加が決まっていな場合に人数などの記載は必要か。	参加が決まっている課題管理協力者の氏名のみで、人数などの記載は不要です。
【提出方法】 紙媒体での郵送は必要か。	e-Radによる登録のみです。紙での提出は不要です。承諾書の原本は代表機関で保管してください。
【一般管理費】 公募要領p8には一般管理費について「補助事業の実施に伴う実施機関の管理等に必要な経費として、、、実施機関が使用する経費」とされている。一般管理費は課題管理者も使用できるのか。また、一般管理費の用途には制限はあるのか。	一般管理費の用途に制限はなく、課題管理者が必要とする経費に使用可能ですし、実施機関としてNBRP事業以外での使用も可能です。一方で、今回の一般管理費導入の趣旨は、NBRP事業を安定的に継続のため、実施機関(大学等)の組織的な関与に活用していただくことにあります。課題管理者の皆様には実施機関の事務・経理担当とよくご相談いただき、NBRP事業のために一般管理費が活用されるように調整されることをお願いします。

<p>【一般管理費】平成29年度の公募では、経費に一般管理費が含まれている。今回の申請では、一般管理費の計上は必須なのか。また比率は直接経費の10%固定となるのか。</p>	<p>「今後のバイオリソース整備の在り方について」科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会基礎・横断研究戦略作業部会(平成28年5月23日)においても、今後の実施体制において、NBRP事業を安定的に継続していくためには、継続的な人材の確保や知財管理等、大学・研究機関等の組織的な関与が必要とされており、それらの組織的支援の目的でもご活用いただける経費として一般管理費を設けました。金額は、直接経費の10%を上限としております。必要な経費は機関の状況に応じて異なりますので、10%以内(0~10%)で各機関で設定できることとしております。</p>
<p>【事業費の規模】第3期NBRPの実施機関は、平成28年度の交付金額を踏まえて申請することとなっているが、一般管理費分の増額が認められるのか。</p>	<p>第3期から継続して申請する場合は、事業経費の効率化についても評価対象となります。平成28年度の交付金額を踏まえて事業経費の効率化を図った上で、一般管理費を含めて申請してください。一般管理費の導入は経費増額の要因にはなりますが、必ずしも総額での増額を認めるということではありません。なお、今後確定する平成29年度予算に応じて、採択経費は減額となる可能性もあります。</p>
<p>【事業費の規模】第3期にNBRPとして運営を行っていたリソースについては、予算の効率化を図ることと公募要領上記載があるが、予算が増えないととらえてよいのか。</p>	<p>個々の課題は申請内容に応じて評価されますが、厳しい予算状況の中では必ずしも増額される状況ではありません。</p>
<p>【事業の規模 中核的拠点】中核的拠点整備プログラムの採択課題予定数が20課題程度となっているが、リソースの規模を縮小するのか。</p>	<p>今回の公募開始の時点ではNBRPを縮小する方針はありません。平成29年度予算が確定していないため、概数となっています。しかし、予算額が減少した場合には、それに応じて規模が縮小する可能性はあります。</p>
<p>【リソースの分類】分類2は分類1になることを目指す必要があるのか。</p>	<p>分類1と分類2に優劣関係はありません。分類2が分類1を目指す必要ありません。なお、第4期中に分類1に到達することを目標として、分類1を選択することは問題ありません。</p>
<p>【リソースの分類】分類2は第4期の間に具体的にどの程度ユーザーを増やすべきか、想定はあるか。</p>	<p>分類2においてユーザー数増加の想定は特にありません。しかしユーザー数増加は、利活用の推進として評価されるポイントになりますので、ユーザー数の増加が見込める場合は実施計画に反映してください。</p>
<p>【リソースの分類】分類1と分類2とは、評価基準が異なるのか。</p>	<p>今回の公募では、分類に応じた明確な数値的基準の設定はありません。選択した分類にふさわしい状況・実績があるか、分類ごとの指標に沿ってリソースごとに適切な計画、目標であるかを評価します。また、中間評価や事後評価においては、2分類にそった目標設定の達成度が審査対象になります。</p>
<p>【遺伝子組換え体の取り扱い】植物リソースでは遺伝子組換え体は以前のNBRPでは対象外とされていたが、ゲノム編集体などの整備を行って問題ないか。</p>	<p>多くのリソースで遺伝子組換え体は問題なく整備されている。ゲノム指針などにしたがって適切に扱われれば問題ありません。</p>
<p>【ゲノム編集技術への対応】ゲノム編集技術などに対応した品質検査や管理体制に関する記述は必須か任意か。</p>	<p>必須ではありませんが、ゲノム編集技術に関わらず今後発展が期待される技術への対応は、評価のポイントとなります。</p>
<p>【経費 中核的拠点】品質管理として必要になるゲノム配列解析は経費に計上できるか。</p>	<p>リソースの附随情報付加を目的とするゲノム解析は、ゲノム情報等整備プログラムで実施するものであり、中核的拠点整備プログラムの経費対象外です。一方で系統の確認や品質管理のためのゲノム解析については、経費の計上が可能です。ただし、申請内容の審査においてゲノム解析の実施が中核的拠点整備プログラムでは不適切とされ、経費が認められないことがあります。</p>
<p>【提供手数料の設定】提供手数料の額を上げてしまうとユーザー利用数が減少する可能性があるが、どうしたらよいか。</p>	<p>リソース相応の価値を示し利用者の同意を得ることも、評価のポイントです。運営委員会等の場において、適切な料金を設定することを推奨します。</p>
<p>【提供手数料の設定】提供に携わった人員の「人件費」も積算したほうがよいのか。</p>	<p>基本的には提供に関わる人件費も積算の対象です。リソースにより状況は異なりますので、所属する機関とご相談して適切に設定することを推奨します。</p>
<p>【運営委員会の構成】運営委員の人は評価対象か。運営委員会の構成は申請段階で運営委員会名簿の提出を求めるのか。委員の背景と委員長候補者だけでよいのか。</p>	<p>名簿の提出は特に求めません。運営委員会の構成は、実施体制の適切性として、評価の対象であり、リソースの発展のための取組の一環としてアピールポイントになります。運営委員会には、サービスの改善や質の向上のため、第三者の視点も取り入れるように、当該リソースとは異なる分野の専門家など、ユーザー以外の外部の有識者も委員に含めることとしております。</p>

<p>【実施機関らの支援】 実施機関(大学等)のNBRP事業への組織的な支援・関与が評価の対象になるのか。</p>	<p>NBRP事業を安定的に継続していくためには、継続的な人材の確保や知財管理等、大学・研究機関等の組織的な関与が必要となります。今回の公募では実施機関がNBRP事業に対して具体的にどのような支援を行うかも評価の対象とします。</p>
<p>【応募資格】 企業でも応募できるか。</p>	<p>企業でも応募可能です。法人格を有する国内の民間企業が対象です。詳細は公募要領をご覧ください。</p>
<p>【応募資格】 任期付雇用の研究者でも課題管理者となれるか。</p>	<p>なれません。研究開発代表者の任期は応募条件には含まれていません。代表機関がその研究者を研究開発代表者として指名するかは、AMEDではなく機関のご判断となります。但し、公募要領4頁のII.1応募資格者(1)(a)をご参照ください。なお、国内の研究機関等に所属し、応募に係る課題について、実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う能力を有する研究者を課題管理者とします。</p>
<p>【バックアップ】 バックアップ協力機関に経費をつけることは可能か。</p>	<p>リソースのバックアップを行う機関について、経費が発生する場合は分担機関としてください。なお、バックアップは地理的に離れた場所で実施されることも重要ですので、ご注意ください。</p>
<p>【旅費】 バックアップ協力機関の課題管理協力者について、代表機関の旅費を使用することは可能か。</p>	<p>リソースの運営管理のために必要な旅費は計上可能です。</p>
<p>【旅費】 公募説明会やヒアリング審査に平成28年度NBRP補助金の旅費は使用できるか。</p>	<p>平成29年度NBRP公募は次年度以降の事業ですので、平成28年度事業費の支払い対象外になります。</p>
<p>【審査】 ヒアリング審査に研究開発代表者が出席できない場合は代理でもよいか。</p>	<p>やむをえない都合により出席できない場合に限り代理で結構です。ただし、提出書類の(様式4)の「代表機関・分担機関毎の研究者調書等」に記載されている必要があります。また、代表機関のことや研究開発計画に回答できる者である必要があります。</p>
<p>【審査】 ヒアリング審査には分担機関が担当する業務を管理する研究開発分担者も出席が必要か。</p>	<p>分担機関の計画に対して質問がされる場合もあるので原則として同席してください。</p>